

写

令和2年11月20日

目黒区長 青木英二様

目黒区特別職報酬等審議会

会長 吉岡桂輔

区議会議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の
給料の額等について（答申）

令和2年11月6日付け目総総第3262号により諮詢のあった区議会
議員の議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末
手当の額について、別紙のとおり答申する。

以上

答申書

令和2年11月20日

目黒区特別職報酬等審議会

目黒区特別職報酬等審議会委員

会長	吉岡桂輔
会長職務代理	追川幸之助
委員	市毛紀行
委員	岡田浩美
委員	小川加津代
委員	奥山利子
委員	島猛彦
委員	原武
委員	土方武
委員	松崎ひろ子

(委員氏名は 50 音順)

答 申

1 はじめに

当審議会は、令和2年11月6日、目黒区特別職報酬等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、目黒区長から「議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額」について、意見を求める旨の諮問を受けた。

区長からの諮問に対し、当審議会は、各委員が公共的団体等を代表する者としての自覚と責任のもとに、区民の信頼に応えられるよう公平かつ客観的な立場で慎重に審議を行った。

審議に際しては、令和2年の特別区人事委員会勧告をはじめ、議員報酬・特別職給与の23区比較、報酬・給料等の改定経過、目黒区の財政収支の見通し等の説明を受けた。

また、議員報酬・特別職給与の改正試算等の資料などを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職員の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮しつつ、広範な視点から検討を行った。

短期間ではあったが、集中的に審議を行った結果、区民代表の立場から、区民感覚等にも十分配慮した上で、議員報酬の額並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額等について答申を行うものである。

2 諮問事項を取りまく状況と検討内容

(1) 議員報酬の額及び区長等特別職の給料の額並びに期末手当の改定経過

議員報酬に関しては、議会における報酬等の自主的な見直しの検討のほか平成24年度から平成27年度までの4年間、減額措置が行われていた。これに伴い、平成22年以降の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定は行っておらず、平成28年4月から本則に復したところである。

その後、平成28年度の当審議会において、区長からの諮問を受け、「区長等特別職と同様に一昨年度の当審議会の答申における判断を踏まえた改定を行うことが適当であり、平成22年及び平成27年の特別区人事委員会勧告による公民較差の較差解消に応じた改定率を反映させた上で、改定を行うことが妥当である。」との答申を行ったが、区議会の意向を踏まえ、区は条例改正案の提出を見送ることとしたものである。

区長等特別職の給料の額及び期末手当の支給月数に関しては、平成23年度から平成26年度までの間の緊急財政対策に伴う減額措置の終了に伴い、平成27年4月に本則に復した後、平成27年から平成29年にかけては、当審議会の答申を受け、特別区人事委員会勧告による公民

較差の較差解消に応じた改定率を反映させる改定を行った。

平成30年においては、一般職の給与改定が見送られたため、職員との均衡の観点から、当審議会への諮問は行われなかった。

令和元年度は、当審議会の答申を受け令和2年1月に特別区人事委員会勧告による公民較差の解消に応じた改定を行った。

(2) 23区の議員報酬、特別職給与の状況

23区の議員報酬、特別職給与年額の比較（令和2年6月1日現在）によると、議長等の議員報酬、区長等特別職の給与の年額は、それぞれ20位前後と、23区の中で下位に位置している。

このことについては、緊急財政対策に御協力いただいた区民の取組や議会における対応なども考慮し、平成23年から26年までの間の特別区人事委員会勧告を踏まえた改定を見送り、給料等を据え置くべきであるとの判断を行った当審議会の答申を尊重した結果の影響も考えられる。

以上のような経過もあり、もともとは中位に位置していたが、特別区人事委員会勧告に沿って増額改定してきた各区と比較し、順位が下位となつたと考えられる。

(3) 議員及び区長等特別職の役割と職責

目黒区の財政は、平成20年のリーマン・ショック、平成23年の東日本大震災により大幅な減収影響を受けたが、その後、緩やかな景気回復を背景におおむね右肩上がりの増収が続き、令和元年度決算では、特別区税は史上最高額、特別区財政調整交付金は史上3番目に多い額となつた。

しかし、内閣府が8月に発表した本年4月～6月期の国内総生産（GDP）速報値によると、新型コロナウイルス感染症により経済活動が大きく落ち込み、リーマン・ショック後を超える「戦後最大のマイナス成長」となった。現時点で、新型コロナウイルス感染症収束の見通しは立っておらず、今後はこれまでのような歳入の増加が継続することは見込めないばかりか、感染拡大状況によっては、歳入の減少が大規模かつ長期にわたることも見込まれる情勢である。

また、法人住民税の一部国税化、地方消費税交付金清算基準見直し、ふるさと納税といった税制改正などによる令和2年度歳入のマイナス影響は、合計で65億円と見込まれている。さらに、令和3年度は、法人住民税一部国税化の影響が平年度化されるため、マイナス影響は今年度よりも10億円以上拡大する見込みとのことである。

一方、歳出面では、各種社会保障費の増や子育て支援施策の拡充等によ

り経常経費が年々増加し続けており、中長期的には老朽化が進む区有施設の更新経費負担が大きな課題となっている。

令和3年度の当初予算編成においては、現時点では財政調整基金を50億円以上取り崩さざるを得ない見込みと示されているうえ、新型コロナウイルス感染症による経済活動の落ち込みの回復には数年を要するとも言われている。

歳入の減少が確実視される中で、歳出を縮減しない限り、財政調整基金（令和2年度末基金残高見込み208億円）は単純計算では4年しかもたず、令和6年度には底をつく危険性も見え始めた状況であり、今後の財政収支は、極めて厳しいものとなる見通しであるとされている。

こうした状況のなか、二元代表制の一翼を担う区議会にあっては、主体性・自律性を保ちながら、議決機関、行政のチェック機関としての重責を担っており、区議会議員が果たすべき役割と職責はますます重要となっている。

また、区政運営の最高責任者である区長をはじめ特別職には、より一層の高度な判断と実行力が求められており、その役割と職責は極めて重要である。

（4）検討に当たっての留意点

議員報酬、区長等特別職の給料等の見直しに関しては、民間給与等の実態、国や他の地方公共団体の動向等に鑑み行われた特別区人事委員会勧告の趣旨や内容、これを踏まえて改定される本区一般職員の給与の状況を十分考慮する必要がある。

同時に、本区の財政状況及び他区の状況などを総合的に勘案することが重要である。

こうした視点・経過を踏まえ、議員報酬、区長等特別職の給料等の額の検討に当たっては、特別給（期末手当）を含む年額ベースで総合的に比較検討を行った。

（5）改定の試算

令和2年10月23日に行われた特別区人事委員会勧告は、職員の特別給でマイナス0.05月分の減（一般職現行4.65月→4.60月）とするものである。

これまでの経過を踏まえ、それぞれの職責に見合った額となること等に配慮し、議員報酬及び区長等特別職の給料等の見直しについては、現行の額に本年の特別区人事委員会勧告を反映して試算を行った。

(6) 改定の実施時期

区長等の特別職については、これまで慣例として、遡及は行わず、できる限り早期に反映させることが妥当であるとしてきた。このため、条例改正後の月初めの日から実施することを当審議会は答申してきている。これらの状況を勘案し、施行時期について、検討を行った。

3 結論

以上を踏まえ、慎重に審議した結果は次のとおりである。

(1) 審議結果

議員報酬並びに区長、副区長及び教育長の給料の額並びに期末手当の額について審議した結果、当審議会は、令和2年の特別区人事委員会勧告に沿って一般職員の給与改定が行われることを前提として、次のとおりの結論に達した。

議員並びに区長、副区長及び教育長の特別給の支給月数は、一般職員の年間給与改定額との均衡を確保する観点等から、これまでの当審議会における判断を踏まえ、令和2年の特別区人事委員会勧告に基づく一般職員の期末・勤勉手当の引き下げ月数に準拠して、年間0.05月分引き下げ、議員にあっては3.50月に、区長等特別職にあっては3.55月に引き下げることが適当である。

(2) 改定内容

改定後の議員並びに区長、副区長及び教育長の期末手当の支給月数を、次の月数に改めることが妥当である。

期末手当	年間支給月数	議員	3.50月
		区長等	3.55月

(3) 実施の時期

施行時期については、これまでどおり条例改正直後の月初めの日からとすることが適当である。

4 おわりに

当審議会は、区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

本答申は、慎重に審議した結果であり、内容については最大限尊重し、真摯に取り組まれることを求めていきたい。

区の財政状況は、新型コロナウイルス感染症により経済活動が大きく落ち込むほか、税制改正などの影響で、今後の財政収支は極めて厳しいもの

となる見通しである。

このような状況においても、魅力あるまちづくりを進めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対応、少子高齢化対策の充実、区有施設の見直しなど山積する喫緊の課題に対して、区長等特別職は区政運営の最高責任者として、より効果的で効率的な行財政運営に最大限の努力をし、区民の負託に応えるべく、区政の推進に取り組むことを要望する。

また、新しい生活様式を更に実践・推進して行く立場として、オンライン会議などＩＣＴ化にも積極的かつ的確に取り組むことを要望する。

最後に、二元代表制の一翼を担う区議会においては、議決機関としての職責と行政のチェック機関としての役割をより一層果たしていただくことを併せて期待したい。

以 上